

第 4 期横浜市地域福祉保健計画の策定について

1 計画策定の趣旨

横浜市では、誰もが安心して健やかに暮らせる地域づくりを目指し、地域住民や関係団体、地域ケアプラザ、行政、社会福祉協議会等が地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として、横浜市地域福祉保健計画(以下、「市計画」という。)を平成 16 年度から推進しています。

このたび、平成 30 年度をもって、「第 3 期市計画」の計画期間が終了となるため、新たに平成 31 年度から 35 年度までの 5 年間で計画期間とする、「第 4 期市計画」を策定します。

2 計画期間

	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
市計画	第 3 期					第 4 期					第 5 期	
区計画 (地区別計画)	第 2 期		第 3 期			第 4 期						

3 現時点における基本的な考え方

- (1) すべての市民・活動者が地域福祉保健に取り組むよう、次期市計画を市や市社協、区や区社協及び地域ケアプラザが地域福祉保健を推進するための「指針」として位置付けます。
- (2) 第 3 期市計画の評価、各区・区社協、地域ケアプラザ、関係諸団体のヒアリング等の結果及び関連する計画の方向性等を踏まえ、計画策定を進めます。
- (3) 第 3 期市計画の目標についてさらに力を入れて推進する必要があるという中間評価を受け、第 4 期市計画の基本理念及び推進の柱を検討していきます。
- (4) 横浜市基本構想(長期ビジョン)の理念に基づき、第 3 期市計画では、2025 年に想定される課題や既に表面化している課題に対する「2025 年に向けた目指す姿」を描き、その実現に向けた中間点のステップとして「計画期間である平成 26 年度～30 年度で目指す姿」を検討しました。
第 4 期市計画では、引き続き 2025 年に想定される課題をはじめ、少子高齢化による人口減少の進行を考慮するとともに、生活困窮者自立支援制度や社会福祉法、さらに介護保険法の改正など、新たな制度や枠組みを踏まえて計画を策定します。

- (5) 計画の推進状況をより明確に評価し、取組に反映させられるように、計画の構成を整理します。

また、取組の検討においては、市域をエリアとして重点的かつ集中的に進めて行くべき事項について整理します。

4 計画策定スケジュール

平成 29 年度	4～10 月	第 4 期市計画素案骨子の検討
	5 月	常任委員会(第 4 期市計画策定について)
	11～1 月	第 4 期市計画素案の検討
	12 月	常任委員会(第 4 期市計画素案骨子)
平成 30 年度	2 月	常任委員会(第 4 期市計画素案)
	5 月	常任委員会(パブリックコメント)
	6 月	パブリックコメント実施
	7～11 月	第 4 期市計画最終案の検討
	12 月	第 4 期市計画策定

